

## 道州制推進本部 第1回本部員会議開催状況

日 時 平成16年4月26日(月)  
10:30~  
場 所 知事会議室(本庁舎3階)

### 1 開 会

### 2 本部長挨拶

### 3 議 題

(1) 「道州制プログラム(案)」及び「道州制特区に向けた提案(第1回)(案)」について

(2) その他

### 4 閉 会

---

#### 【本部長挨拶】

- ・ 道州制の先行実施を全庁的取組みとして、総合的かつ効果的に推進するため、道州制推進会議を設置したところ。
- ・ 道州制は、わが国の行財政システムや自治の仕組みを根本から変える取組みと同時に、住民生活の向上、住民サービスの充実を通じ、地域の活性化につなげていく取組みでもある。
- ・ 私は、今年度を「道州制元年」と位置づけており、道内外でも議論や関心が高まっている。今後、市町村、民間団体、そして道民の方々との議論を一層深めるとともに、各部が道州制の下でどういった政策を進めていくべきかを考え、道庁一丸となって取組みを進めていただきたい。

#### 【副本部長発言】

- ・ 各部においても、関係省庁に対し、道州制に関する道の考え方の理解を深めるよう、努力いただきたい。
- ・ 各部が連携し、従来の発想ではなく、新しい発想で知恵を絞っていただきたい。
- ・ 常に問題意識を持ち、市町村から意見をいただくなど、地域の実情に即したものとなるよう、積極的に取り組んでいただきたい。

#### 【協議結果】

- ・ 「道州制プログラム(案)」及び「道州制特区に向けた提案(案)」とも、原案どおり決定

#### 【関係資料】

- ・ 「道州制プログラム」
- ・ 「道州制特区に向けた提案(第1回)」

# 道州制プログラム

- 北海道を道州制の先行地域に -

平成 1 6 年 4 月

北海道

## - 目 次 -

|                                 |      |
|---------------------------------|------|
| <b>1 道州制をめぐる背景</b>              |      |
| 地方分権の進展 .....                   | P 1  |
| 道州制とは .....                     | P 1  |
| 道州制の導入の意義 .....                 | P 1  |
| 国における道州制の検討状況 .....             | P 2  |
| 北海道における道州制の検討 .....             | P 2  |
| なぜ、今、道州制か .....                 | P 2  |
| <b>2 北海道が目指す道州制</b>             |      |
| 道州制の目指す姿 .....                  | P 3  |
| 道州制の基本的な考え方 .....               | P 3  |
| 国、道州、市町村の役割分担 .....             | P 4  |
| 税財源のあり方 .....                   | P 4  |
| <北海道における道州制を基本とする役割イメージ> .....  | P 5  |
| <国と地方の役割分担（主なもの（案））> .....      | P 6  |
| <b>3 道州制導入に向けたプロセス</b> .....    | P 7  |
| <b>4 道州制の先行実施の考え方</b>           |      |
| 北海道の位置づけ .....                  | P 8  |
| 先行実施の視点 .....                   | P 8  |
| 先行実施のねらい .....                  | P 8  |
| 先行実施の基本方向 .....                 | P 9  |
| 取組みの概要 .....                    | P 9  |
| 推進方法及び推進体制 .....                | P 10 |
| 道州制先行実施工程表 .....                | P 11 |
| <b>5 道州制先行実施の取組み内容</b> .....    | P 12 |
| 子どもや高齢者等が元気に暮らせる地域社会 .....      | P 14 |
| 豊かな自然環境をまもる環境重視型社会システムづくり... .. | P 17 |
| 冬や災害に強い地域づくり .....              | P 19 |
| 経済再建に向けた産業・雇用政策の推進 .....        | P 21 |
| 世界に通ずる北海道観光の形成 .....            | P 24 |
| 日本の食・北海道を支える持続型農業、漁業の確立 .....   | P 27 |
| <取組事項一覧> .....                  | P 30 |

## 道州制プログラムの策定の趣旨

少子高齢化や高度情報化、グローバル化の進展、環境問題の多様化等、経済社会情勢が大きく変化する中で、北海道は、現在、地域経済の低迷や雇用情勢の悪化、危機的な地方財政など大変厳しい状況に直面しています。

こうした困難を乗り越え、希望に満ちた「新生北海道」へ向かって着実に歩みを進めるためには、地域が自ら知恵を出して自らの価値を創造していくことが必要です。

これまで道では、地方分権の時代にふさわしい自治のあり方を模索する中で、将来的な自治の姿として道州制の検討を行い、平成15年8月には、道州制を基本とした「分権型社会のモデル構想」を策定したところです。

豊かな自然や様々な資源に恵まれた北海道は、今後の発展に向けた大きな潜在力と可能性を持っています。このような条件を生かして、北海道全体を活力に満ちた大地として再生する「新生北海道」の実現への大きなステップとするとともに、地域主権の取組みが住民の暮らしをどのように変えていけるかを全国に対して目に見える形で示していくことを基本に、このたび、道州制に向けた中期的な取組みに関する考え方をとりまとめた「道州制プログラム」を策定しました。

道州制は国のかたちを根本から変える究極の分権改革であり、その実現にはまだまだ議論を積み重ねていく必要があります。道としては議論の積み重ねや取組み状況を踏まえて「道州制プログラム」を毎年度見直ししながら、具体的な取組みを一步一步進め、全国に先駆けた新しい自治のフロンティアとして、北海道からの発信に努めていきたいと考えています。

# 1 道州制をめぐる背景

## 地方分権の進展

地方分権は、地方の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現しようとするものであり、平成12年4月1日、地方分権一括法の施行により、機関委任事務制度が廃止されるなど、分権型社会へ向けての実質的なスタートが切られました。

現在、基礎自治体である市町村の行財政体制強化等に向けた市町村合併の検討、国庫補助負担金、地方交付税及び税源移譲を含む国と地方の税源配分を見直す三位一体改革などが進められています。

## 道州制とは

道州制は、日本全国をいくつかの大きなブロックに分けて、広域的な自治体である道州を設置しようとする構想であり、国は、例えば外交や防衛など、国が本来果たすべき役割に集中し、それ以外は、基本的に自治体が担うかたちに変えようとするものです。

道州制は、現在の都道府県制度の抜本的改革をはじめ、我が国の行政の仕組みを根本から変革しようとするものであり、「この国のかたち」を大きく変え、地域ごとに異なる資源のネットワークに支えられた多様性のある国づくりを目指すものです。

## 道州制の導入の意義

国、都道府県、市町村の関係をこれまでの中央主導の縦割りの画一的な行政システムから、住民主導の個性的で総合的な行政システムへの転換を図る地方分権の流れをより確かなものとしていくため、地方への権限移譲の有力な受け皿となりうる新しい自治のかたちとして、道州制の導入に向けた取組みが重要となってきています。

## 国における道州制の検討状況

道州制については、これまでも様々な提言がなされていますが、地方行財政制度の将来像としての統一的な考え方は、未だ確立されていません。

このような中で、国においては、内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会において、広域自治体としての都道府県のあり方の論議がスタートし、平成15年11月の最終答申において、道州制に関し、道州制の導入の検討が必要であるとした上で、今後議論すべき論点が示されました。

平成16年3月には、第28次地方制度調査会が設立され、道州制の本格的な論議が始まっています。

## 北海道における道州制の検討

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方分権のスタートが切られたことを契機として、道においては、将来的な分権型社会を展望して、広大な行政区域を有する北海道にふさわしい地方自治や地域主権の推進を図るため、平成12年5月に道州制検討懇話会を設置し、道州制の検討に着手しました。

平成13年2月には、同懇話会から道州制に関する報告書が出され、その後、市町村や経済団体などとの意見交換、パブリックコメントなどを行いながら、庁内外における論議を経て、平成15年8月、道州制を基本とした「分権型社会のモデル構想」を策定しました。

## なぜ、今、道州制か

### 地方分権の将来像としての道州制

機関委任事務制度の廃止や現在進められている三位一体改革、市町村合併の取り組みは、地方分権を進める上での通過点であり、国と地方の役割を見直し、将来的な地方分権の姿として道州制を位置づけることにより、地方分権改革を一段と加速させることが期待できます。

### 地域の潜在力を引き出し、個性豊かな地域の発展

これまでの国を中心とした中央集権型の行財政システムは、戦後の高度経済成長や国土の均衡ある発展に寄与してきましたが、少子・高齢化が進行し、社会の成熟化が進む今日、多様化する地域の課題やニーズに対応し、厳しい状況が続く地域経済・雇用を再生するためには、地域の持つ潜在力が十分に発揮できる真の分権型行財政システムの構築が急務です。

## 2 北海道が目指す道州制

### 道州制の目指す姿

#### 地域主権の確立と個性豊かな地域づくり

##### 地域の特性を活かした活力ある地域社会づくり

北海道の各地域が持つ、歴史や文化、自然環境や気象条件など多様な特性を活かし、地域に暮らす住民のニーズに基づいて政策決定を行うことによって、住んでいることを誇りに思える、夢のある個性豊かで活力ある社会をつくります。

##### 地域のことは地域で決めることができる社会づくり

地域住民の創意工夫と、限られた財源の選択と集中により、地域にとって最適な行政サービスを確保することができる社会をつくります。

##### 住民の参加による協働の社会づくり

住民が積極的に行政の政策形成や政策の推進に参画することにより、北海道経済の再建や様々な地域の課題の解決を図り、力強く自立の道を歩んでいく社会をつくります。

### 道州制の基本的な考え方

#### 現行憲法に定める地方自治体としての道州制

アメリカ、ドイツのような連邦制ではなく、現行憲法の範囲内で実現可能な新たな広域的自治体としての道州制を目指します。

#### 住民自治に寄与するものとしての道州制

道州の長や議員は、官選ではなく住民が選任し、住民自治の拡充に寄与する道州制を目指します。

#### 地域主権の時代にふさわしい行政運営主体としての道州制

国からの権限や財源の移譲による地方分権推進の受け皿となり、地域主権の時代にふさわしい行政運営主体としての道州制を目指します。

#### 地方財政調整制度を前提とする道州制

国が地域間の税源の不均衡を調整する地方財政調整制度を前提とする道州制を目指します。

## 国、道州、市町村の役割分担

道州制を実現するためには、道民、市町村、道がその将来の姿を共有し、それぞれの役割を適切に果たしていくことが必要です。

### 基本的な役割

- ・ 市町村は地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興などの行政サービスを地域の実情に応じて提供する役割を担います。
- ・ 道州は、全道的に展開すべき広域的な役割を中心に、産業の振興、雇用政策、交通、社会資本の整備や先端的な試験研究など専門性の高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などの役割を担います。
- ・ 国は、外交や安全保障など国家として本来果たすべきことや、必要最少限の範囲で地方を支援することなどにその役割を限定します。

### 道州と国の地方支分部局との関係

基本的な役割を踏まえ、道と国の地方支分部局との役割分担を見直し、産業の振興や雇用政策、交通、社会資本整備などの多くの分野については、新たな広域的自治体である道州が一元的に担っていくことが望ましいと考えています。

### 道州と市町村との関係

今後、市町村と協議しながら、道州と市町村の役割分担の明確化を図るとともに、市町村がより主体性を持って行政運営ができるよう、道からその能力などに応じて大幅な事務事業の移譲を進めていくことが望ましいと考えています。

### 道州の出先機関のあり方

広域分散で多様な地域からなる北海道では、現在、地域の総合出先機関として14の支庁を設置していますが、道州制の下でも道州が地域の特性に応じた政策展開を図るためには、地域における道州の政策運営の役割や市町村を支援、連携・協力する役割を備えた出先機関を置く必要があります。

「北海道における道州制を基本とする役割イメージ」と「国と地方の役割分担（主なもの）」については、次ページの表に整理

## 税財源のあり方

道州制の下での財政システムは、適切な行政水準を確保した上で、コストとサービスの関係が見えやすく、地域の自由度の高い仕組みとなることが基本です。

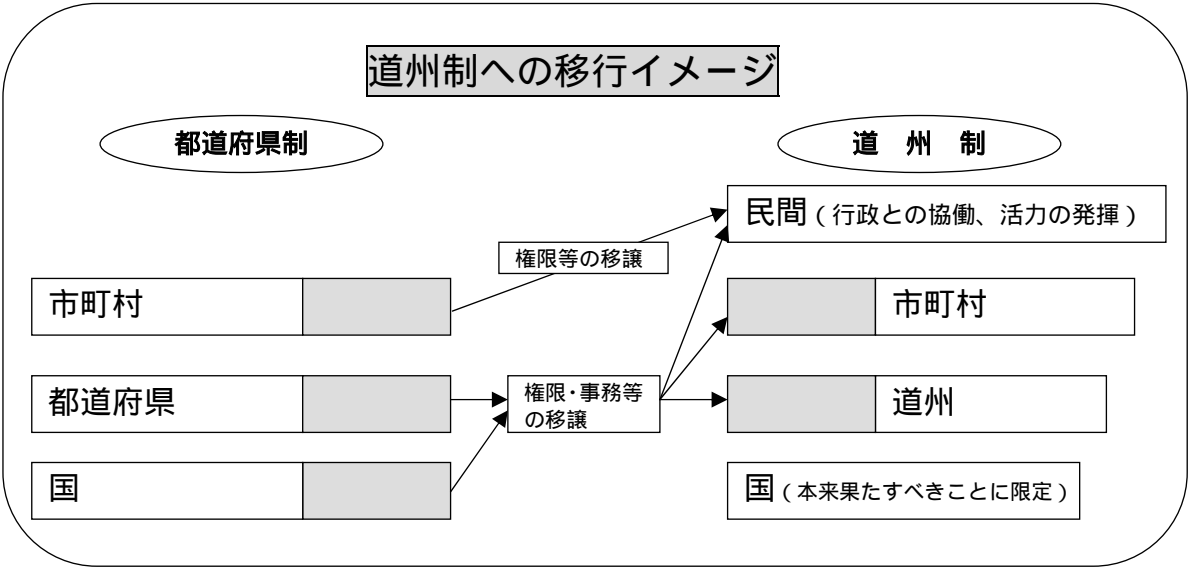
国庫補助負担金による国の関与の大幅な縮小や税源の移譲を通じて、地方自らの判断で使える財源を増やし、地方の裁量と自己決定権の拡大を図ることが必要です。

自主的な財政運営が可能となるよう、一般財源による歳入の確保を基本に、税源の偏在が少なく安定した税収が確保できる地方税と地方交付税制度を組み合わせた財政システムの確立が必要です。



# 北海道における道州制を基本とする役割イメージ

|             | 役 割  | 基本機能  |
|-------------|--|---|
| 民間          | <div style="border: 1px solid #808080; padding: 10px; background-color: #d9d9d9;">                     行政との協働による活動範囲の拡大<br/>                     規制緩和等による活力の発揮                 </div>  |   |
| 市<br>町<br>村 | <div style="border: 1px solid #808080; padding: 10px; background-color: #d9d9d9;">                     地域における総合的な<br/>                     行政の主体<br/>                     住民に身近な行政サービスを<br/>                     地域の実情に応じて提供                 </div>  | <div style="border: 1px solid #808080; padding: 10px;">                     住民生活に密接に関わる行政分野の<br/>                     総合展開<br/>                     ・まちづくり、保健福祉、地域経済の振<br/>                     興、小中学校教育など                 </div>   |
| 道<br>州      | <div style="border: 1px solid #808080; padding: 10px; background-color: #d9d9d9;">                     広域的な自治体<br/>                     市町村と連携協力していく<br/>                     自治のパートナー<br/>                     北海道全体の発展に向けて<br/>                     広域的な機能を集中的に発揮                 </div> | <div style="border: 1px solid #808080; padding: 10px;">                     広域的機能の総合的・集中的発揮<br/>                     ・産業・雇用、交通、社会資本整備など<br/>                     を一元的に<br/>                     専門的機能の発揮<br/>                     ・先端的な試験研究など<br/>                     人材の確保<br/>                     ・医療、教育分野など                 </div> |
| 国           | <div style="border: 1px solid #808080; padding: 10px; background-color: #d9d9d9;">                     国として本来果たすべき<br/>                     ことなどに限定                 </div>   | <div style="border: 1px solid #808080; padding: 10px;">                     外交や安全保障など                 </div>  |



# 国と地方の役割分担(主なもの(案))

| 国が所掌する事務      | 地方が所掌する事務<br>道州と市町村の事務分担は、道と市町村が議論しながら決定  |
|---------------|---|
| <b>国の専掌事務</b> | 天皇・皇室 司法・立法 国政選挙<br>通貨、公定歩合、民事・刑事に関する基本ルール、公正取引の確保、金融、資本市場、貿易、物価の統制、工業規格、度量衡、知的所有権、郵便<br>国籍、税関、出入国管理、旅券<br>全国的な電波監理・気象業務<br>地方制度、国と地方公共団体との間の基本的ルール(道州間の財源調整を含む)<br>国の機関の組織(内部管理を含む)・税財政  |
| <b>生活</b>     | 外交・防衛・安全保障<br>海難審判、海上保安、航空保安、その他の全国的な治安維持<br><br>公的年金・公的保険(医療保険、介護保険)、生活保護の基準の設定<br>伝染病予防、薬品の規制、医療従事者の資格その他の人の生命・健康・安全に関する基準の設定<br><br>警察、防災・消防<br>自然災害への一元的、迅速な対応<br>国民健康保険・介護保険の運営、生活保護の実施<br>保健医療福祉圏の設定<br>児童相談所、保健所、母子相談員、養護老人ホーム<br>保育所、保健(高齢者、母子)、福祉(高齢者、障害者)   |
| <b>人材</b>     | 基本的な教育制度の制定及び全国的な基準の設定<br>特に高度で専門的な学術・文化<br><br>地域における生涯学習、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等の振興  |
| <b>産業・雇用</b>  | 全国の総合開発計画・経済計画の策定<br>基本食料・資源・エネルギーの確保等(食料・資源等の輸出入、食料自給など)<br><br>公的保険(失業保険)、労働基準<br><br>本道の総合開発計画・地域経済計画の策定<br>本道の地域特性に即した産業施策(各種産業施策を一元的、総合的に企画立案、推進)<br>(国営農業農村整備事業と道営農業農村整備事業、第3種漁港・4種漁港と第1種漁港・2種漁港などを一元的、総合的に整備・管理)<br>雇用対策(職業安定(職業紹介等)対策を地域が主体となって展開)  |
| <b>環境</b>     | 地球規模の環境対策<br><br>地域の視点からの環境対策<br>(各種環境施策の総合的な企画立案・推進)<br>(地域が主体となって国立公園・道立公園等を一元的に管理)<br>(民有林と国有林が一体となった森林づくり)  |
| <b>基盤</b>     | 全国を対象とする骨格的・基幹的な交通・通信基盤施設の整備・管理(高速道路、新幹線など)<br><br>道州の区域を越える交通体系の調整、構築(航空交通管制など)<br><br>全国的に影響を有する特に高度で専門的な科学・技術<br>国勢調査等の全国的な統計調査<br><br>本道の社会資本の整備を地域の視点から推進(国道と道道、一級河川などを一元的、総合的に整備・管理)<br>(直轄砂防事業と補助砂防事業、直轄海岸事業と補助海岸事業などを一元的、総合的に整備・管理)<br>(都市公園の整備・管理)<br>(港湾の整備及び運営)<br>本道の交通体系を主体的に調整、構築(各種交通計画や交通施策を一元的、総合的に企画調整、推進)<br>道内産業の活性化や道民の生活安定向上のための試験研究・研究開発<br>道内における各種統計調査 |

# 3 道州制導入に向けたプロセス

道州制は、これまでの中央を起点とした仕組みから、地方を起点とした仕組みへと根本から改革しようとするものであり、その実現までには、国における道州制に対する基本的な考え方の整理や国民合意、関係法律の改正など、様々な課題が山積しています。

また、現在進められている三位一体改革や地方分権の担い手たる基礎自治体である市町村の合併などの進展も見極めていく必要があります。

このようなことから、道州制の最終的な実現までには相当の時間を要するものと考えられますが、道州制導入の意義が広く理解されるためにも、本道の抱える課題や住民に身近な事柄について、モデル的、パイロット的な様々な取組みを「道州制の先行実施」として着実に積み重ね、その効果が道民に実感されることが重要です。

## 道州制導入に向けたプロセス

道州制の  
制度化に  
向けた動き

### ステップ1：先行実施（4年間）

- ・ 具体的なテーマに沿った事業の推進
- ・ 道州制モデル事業を活用した社会資本の整備
- ・ 市町村への権限などの移譲の推進

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 規制緩和  | 規制緩和の実施（可能なものから）  |
| 権限    | 一部権限移譲            |
| 財源    | 統合補助金・交付金化及び一般財源化 |
| 機能等統合 | 機能等統合に向けた取組み      |

国の方針決定

法整備の検討

### ステップ2：取組みの拡大

- ・ 先行実施の成果などを踏まえ、事業の対象分野などを着実に拡大

### ステップ3：道州制の本格導入

- ・ 日本全国において道州制を本格導入

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 規制緩和  | 大幅な規制の緩和              |
| 権限    | 国が本来果たすべき分野以外について権限移譲 |
| 財源    | 一般財源化                 |
| 機能等統合 | 国の地方支分部局との統合          |

道州制の本格実施

## 4 道州制の先行実施の考え方

### 北海道の位置づけ

北海道は、経済、生活文化、住民意識の面で一定の完結性と独自性を有する独立したブロックを形成しており、特に地理的には既に「道州」の形態にあります。

他府県との合併なしに道州制に移行できる北海道は、道州制の実現に向けて先導的、モデル的な役割を果たす上で最もふさわしい地域です。

### 先行実施の視点

#### 住民の視点に立った行政サービスの向上

道州制を国と都道府県の行政間における改革としてのみ捉えず、自治の主体は住民であることを基本として、その効果が実感できるよう住民生活に密接な課題に取り組みます。

#### 地域主権の推進と行政の効率化

地域のことは地域が自らの責任のもとに決定できるよう、国の関与をできるだけ縮小し、機能等統合に向けた取組みの実施により、その効率化を推進します。

#### 民間活力の発揮

自由で創造的な活動を阻害する要因となっている制度や規制の緩和を進め、民間活力を最大限に引き出し、本道経済の再建に向け取り組みます。

### 先行実施のねらい

#### 北海道の特性を踏まえた住民サービスの充実

地域の実情や住民のニーズに即した行政サービスの充実を目指します。

#### 北海道経済の活性化と自立へのステップ

厳しい状況の続く北海道の経済の活性化に資するとともに、北海道が「自立への道」を歩んでいくためのステップとします。

#### 国・地方を通ずる行財政改革の推進

現下の厳しい財政状況を踏まえ、国・地方を通ずる行財政改革に資する取り組みとします。

#### 三位一体改革や規制緩和を加速

国が進める三位一体改革や規制緩和を加速し、国民の暮らしや地域経済をどのように変えていけるのかを目に見える形で示す試みとします。

## 先行実施の基本方向

先行実施にあたっては、将来の道州制を展望し、国との連携を図りながら、4つの基本方向に沿って推進します。

### 官から民への流れを拡大する規制緩和

広域分散、積雪寒冷などの北海道の実情を踏まえ、自由で創造的な市民・民間の活動を阻害する要因となっている制度や規制の緩和を促進します。

### 国から地方への権限移譲

許認可権限、事務事業の実施権限などを国から道や市町村に移譲するとともに、道と市町村の適切な役割分担を検討し、道から市町村への権限などの移譲を推進します。

### 自由裁量を高める国から地方への財源移譲

地方の判断で事業実施が可能となるよう、自由裁量の大きい統合補助金の拡充や統合交付金制度を創設し、きめ細かな政策を展開します。

### 国の地方支分部局との機能等統合

道の行政区域と多くの国の地方支分部局の所管区域が一致している北海道だからこそできる改革として、国の地方支分部局との機能等統合に向けて役割分担や進め方を検討するとともに、モデル的・段階的な取組みを実施します。

## 取組みの概要

### テーマ設定による取組み

道州制の先行実施にあたっては、地域経済の低迷や失業者の増加、少子高齢化や過疎化など、本道の抱える課題を踏まえてテーマを設定し、広く道民から意見を募りながら取組事項を検討し、その推進を図ります。

### 道州制モデル事業を活用した社会資本の整備

平成16年度の国の予算において創設された「道州制の検討に資する北海道広域連携モデル事業」を活用し、地方の自主性や裁量性を生かした社会資本の整備を計画的に行います。

また、モデル事業の実施を通して、公共事業における補助基準の弾力化や対象事業の拡大などの課題・問題点の検証を行います。

### 市町村への権限などの移譲の推進

地域に身近な仕事は道民に最も近い市町村が担うことが基本であり、道州制の先行実施にあたっては道が持つ権限などの市町村への移譲を推進します。

## 推進方法 及び 推進体制

### 推進方法

道州制の先行実施にあたっては、「道州制プログラム」のテーマ掲載事項の中から緊急的な課題を解決するための施策、北海道の独自性を活かすための施策などを組み合わせた道州制推進プランを毎年度国に提案し、その実現を図ります。

### 推進体制

道州制の先行実施を総合的かつ効果的に推進するため、全庁的な「道州制推進本部」を設置し、この本部のもとに、道州制プログラムや道州制推進プラン、道州制モデル事業、市町村への権限などの移譲を検討・推進する部会などを整備します。

### プログラムのローリング

道州制先行実施に関する幅広い提案や道民ニーズの変化などに的確に対応するため、プログラムに盛り込んだ各事項の実施状況を点検しつつ、逐次プログラムを見直します。

### 実施期間

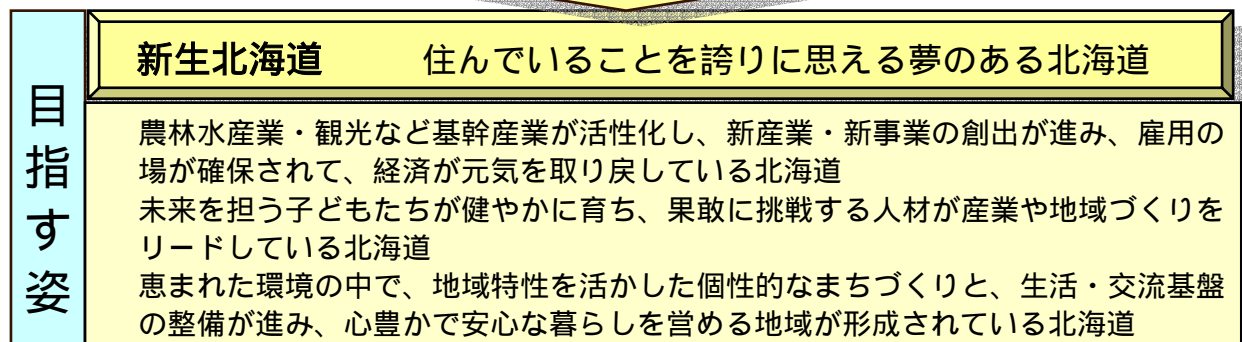
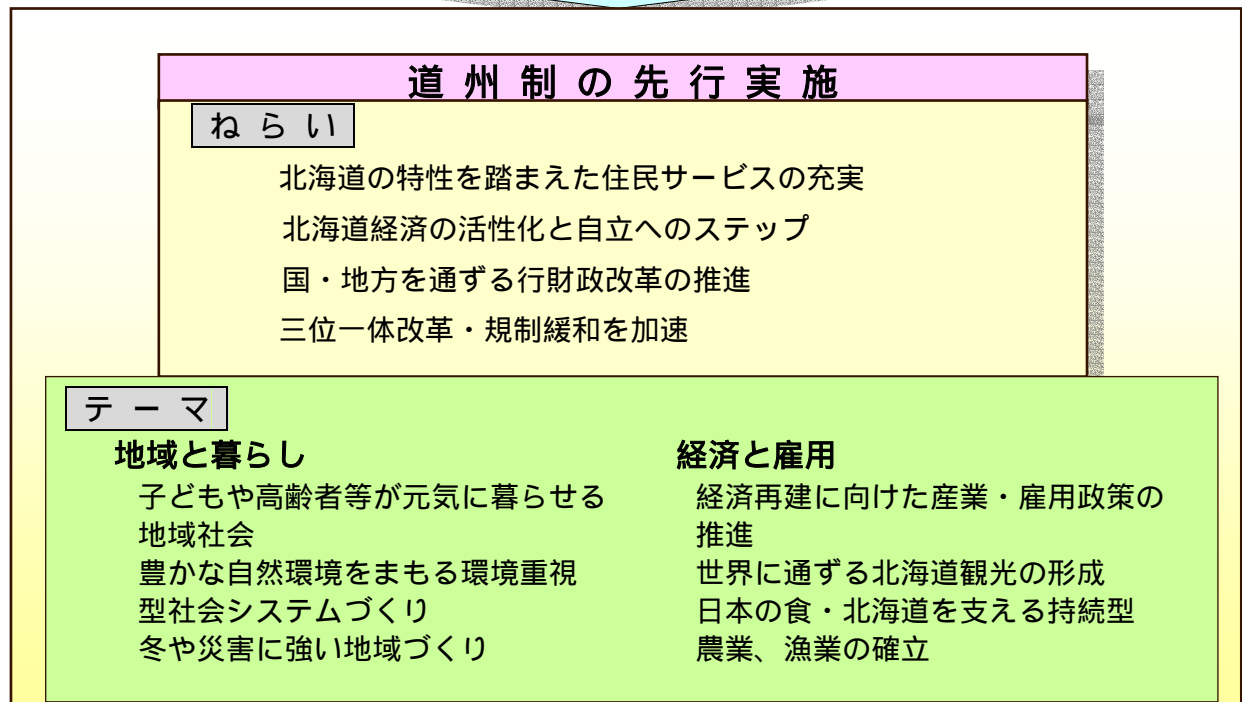
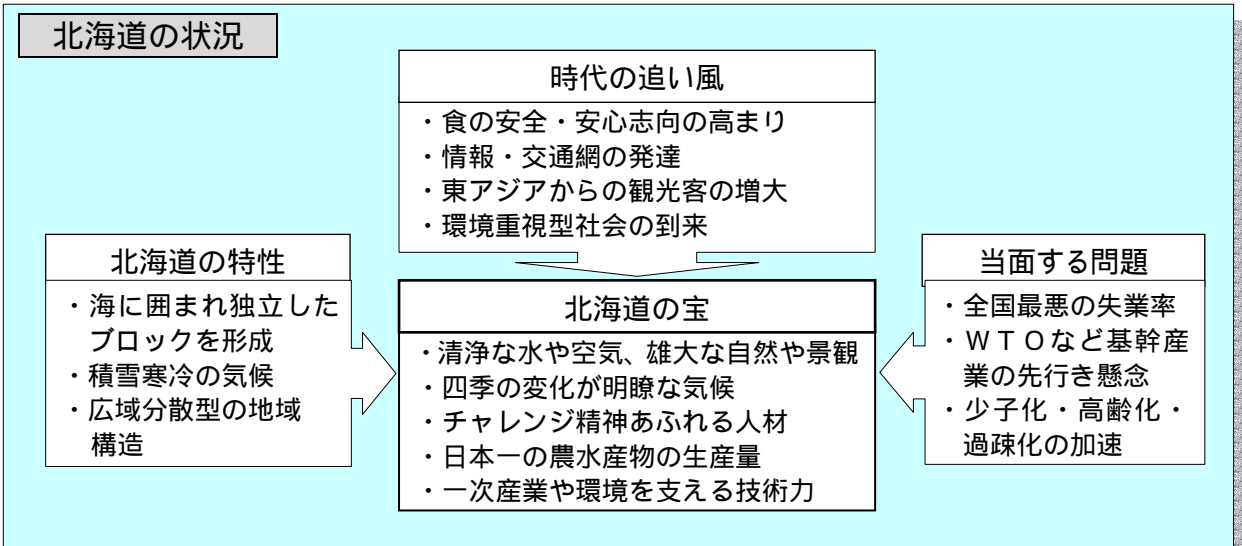
平成16年度をスタートとする4年間（H16～H19）

# 道州制先行実施工程表

| 区 分           | 1年目 (H16)   | 2年目 (H17)   | 3年目 (H18)   | 4年目 (H19)  |
|---------------|---|---|---|--|
| 道州制プログラムの推進方策 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">推進プランの提案</div><br>6テーマの中から推進プランを国に提案               | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">第2次提案</div><br>新しい推進プランを追加提案 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">第3次提案</div><br>新しい推進プランを追加提案 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         ↑<br/>                         ↓                     </div>                        |
|               | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">各テーマのローリング</div><br>・事項の見直し・追加                     | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事項の見直し・追加</div>              | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事項の見直し・追加</div>              | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         ↑<br/>                         ↓                     </div>                        |
|               | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">庁内推進体制の立上げ</div><br>・プログラムの推進、進捗管理<br>・新たな推進プランの検討 |   |   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         ・これまでの取組評価<br/>                         ・次期ステップの推進方策の検討                     </div> |
|               | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市町村への権限などの移譲の推進</div><br>・推進体制の整備<br>・移譲内容等の検討     |   |   |  |
| 4つの基本方向の推進方策  | 規制緩和  | (経済再建の原動力となる民間活力を引き出すよう積極的に展開)  |   |  |
|               | 権限移譲  | (住民の視点に立った権限の移譲)  |   |  |
|               | 財源移譲  | (各テーマに沿った国庫補助負担金の統合補助金・交付金化)  |   |  |
|               | 機能等統合   | (地方支分部局との共同事業・試行などの実施、国の地方支分部局との機能等統合に向けた検討)  |   |  |

# 5 道州制先行実施の取組み内容

## ～ 「新生北海道」の創造に向けて ～





## 道州制先行実施 ～ テーマごとの取組み内容 ～

### 地域と暮らし

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 子どもや高齢者等が元気に暮らせる地域社会 .....    | P 1 4 |
| 豊かな自然環境をまもる環境重視型社会システムづくり ... | P 1 7 |
| 冬や災害に強い地域づくり .....            | P 1 9 |

### 経済と雇用

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 経済再建に向けた産業・雇用政策の推進 .....      | P 2 1 |
| 世界に通ずる北海道観光の形成 .....          | P 2 4 |
| 日本の食・北海道を支える持続型農業、漁業の確立 ..... | P 2 7 |

## 子どもや高齢者等が元気に暮らせる地域社会

|   |   |
|---|---|
| <b>目 的</b>                                | <p>広大な地域に人口が分散している北海道においては、少子・高齢化、過疎化の進行が地域社会に大きな影響を与えている。</p> <p>道内のどこで暮らしていても、子どもや高齢者・障害者が安心して暮らすことができることを基本に、ゆとりやうるおい、生きがいを感じながら、いきいきと暮らせる地域社会を目指し、子育てなど道民生活を支えるきめ細かなサービスの提供を図る。</p> |
| <b>道州制の<br/>先行実施<br/>のねらい</b>             | <p>子どもや高齢者等が元気に暮らせる地域社会の実現を目指すためには、住民の視点に立った行政サービスを提供していくことが重要である。</p> <p>そのため、サービスの提供内容や提供水準の決定にあたって、地域自らが地域の実情に応じて決定できる環境を整える。</p>  |
| <b>全国<br/>の<br/>モデル<br/>としての<br/>位置づけ</b> | <p>少子化・高齢化・過疎化の進行が著しい北海道において本事業を実施することにより、その取組内容や効果等を全国に情報発信し、全国的な住民サービスの向上に寄与していく。</p>   |

## 子育て支援の充実

- ・幼稚園と保育所の一体的運営に向けた ... 幼稚園と保育所の一体的運営に向けた基準の緩和・統一基準の緩和
- ・子育て支援施設としての学校の ..... 市町村立小・中学校に係る財産処分の承認要件を緩和し、利用要件の緩和  
NPO法人等も対象
- ・市町村立幼稚園の設置等の手続きの ..... 市町村立幼稚園の設置廃止等について、認可制を届出制簡素化
- ・児童養護施設等における調理業務 ..... 調理員必置規制の緩和に係る規制緩和
- ・児童福祉施設における職員配置基準の ... 保育士、児童指導員の改善、見直しによる住民ニーズへの対応  
見直し
- ・市町村の実施する子育て支援事業に ..... 地域特性に応じた子育て支援対策の実施のための統合  
対する支援等  
補助金及び統合交付金の創設
- ・地域特性に応じた児童福祉施設の ..... 地域特性に応じた児童福祉施設の運営等を支援するため  
運営等に対する支援  
児童入所施設措置費等国庫負担金の交付金化
- ・不登校児童生徒に関する寛容策 ..... IT活用による不登校児童生徒の自宅学習を指導要綱上  
出席扱いに

## 地域医療の充実

- ・医師標準数の算定基準の設定権限 ..... 地方における実情に即した医師標準数を道が設定  
の移譲
- ・自治体病院等の再編整備に向けた ..... 標準病床数の特例設定に関する「厚生労働大臣の同意」  
病床基準の緩和  
規定を廃止し、都道府県の裁量による基準病床数の  
運用弾力化
- ・特別医療費助成による国保に係る ..... 減額措置の廃止  
国庫負担金の減額措置の撤廃

## 自立を支える介護・福祉サービスの推進

- ・地域実情に即した介護サービスの指定 ... ヘルパー人数などの事業者の指定基準や介護報酬単価を  
基準等の緩和  
地域の実情に即して設定・運用
- ・障害者支援費制度における事業者 ..... 障害者のニーズや地域の実情に対応した適切な事業者  
指定基準等の緩和  
指定基準や支援費算定基準等の設定
- ・社会福祉施設の有効利用 ..... 社会福祉施設に係る財産処分の承認要件を緩和し、  
NPO法人等も対象

## 住民サービスの充実

- |                                 |       |   |
|---------------------------------|-------|---|
| ・ 税務に係る相談や広報事務の一元的実施            | ...   | 税務に係る相談や広報事業を一元的に実施                                       |
| ・ 自動車税の車検時納入制度の導入               | ..... | 自動車保有関係のワンストップサービスの構築を機に、自動車税を車検時に3年又は2年分をまとめて納付するシステムに改正 |
| ・ 共同データベースの構築による<br>法人設立届出の一本化  | ..... | 国と道が共同で法人届出情報に係るデータベースを構築                                 |
| ・ 共通ポータルサイトの開設による<br>電子申請窓口の一本化 | ..... | 国の地方支分部局、道、市町村で住民・企業向けポータルサイトを設立し、申請・届出等の行政手続きを電子化        |
| ・ 国営公園の整備及び管理                   | ..... | 国営公園の整備及び管理に関する権限・財源の移譲                                   |
| ・ 市街地整備等に関する補助基準の見直し            | ...   | 道路幅員・舗装厚など補助基準の緩和、下水道・港湾等の全国一律補助基準の見直し                    |
| ・ 公営住宅等の整備に係る制度の拡充<br>・ 補助対象の緩和 | ..... | 公営住宅の用途転用の対象拡大、買取公営住宅における整備基準の緩和等                         |
| ・ 都市公園整備に係る各種面積率等制限の<br>緩和      | ...   | 都市公園における建ぺい率等の緩和等   |
| ・ 縦割り補助金の見直し                    | ..... | 道路・下水道・水道工事等に関する補助金の一元化による同時工事の推進                         |
| ・ ケーブルテレビの許認可に係る規制緩和            | ...   | ケーブルテレビ施設の設置許可等に係る基準の緩和                                   |
| ・ 無線LANに関する規制緩和                 | ..... | 無線LANにおける空中線電力等の規制緩和                                      |
| ・ 認定NPO法人の要件の緩和                 | ..... | 認定NPO法人となるための要件（パブリックサポートテスト等）の緩和                         |
| ・ サマータイム制の検討                    | ..... | 北海道のライフスタイルとしてサマータイム制の検討                                  |
| ・ 公立学校施設の有効利用                   | ..... | 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化                                |

## 豊かな自然環境をまもる環境重視型社会システムづくり

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 目 的                            | <p>北海道の雄大な景観や豊かな森林、さまざまな野生生物が息づく優れた自然環境を人類共通の財産として、将来にわたって大切に守り育てるとともに、健全な生態系の維持・回復を図るため、野生生物の適切な保護管理の推進や自然と人との共生を図る。</p>   |
| 道州制の<br>先行実施<br>のねらい           | <p>北海道の原始性豊かな山岳や清らかな水をたたえる湖沼・湿原、天然林を主体とする広大な森林や原野などは、その雄大な景観が人を和ませるのみならず、さまざまな野生生物が息づく地域である。</p> <p>四方を海に囲まれている北海道は、この豊かな自然環境を保全していく上で、他府県との調整等を要することなく、独自の野生生物相を踏まえた施策展開が可能であることから、野生鳥獣の保護管理や自然公園、森林等に係る権限・財源の移譲、規制の緩和等により、迅速で効率的な整備や事務の簡素化を促進し、自己決定できる環境を整える。</p> |
| 全国<br>の<br>モデル<br>としての<br>位置づけ | <p>優れた自然環境の保全や野生生物の適正な保護管理の推進、森林の多面的機能の高度発揮に向けて、自らの責任により決定できる仕組みや整備及び事務の効率化などを実施することにより、その取組内容や成果等を全国に発信し、新しい行政システムの構築に寄与していく。</p>  |

## 北海道らしい自然環境の保全

- |                       |                               |                                       |
|-----------------------|-------------------------------|---------------------------------------|
| ・ 国立公園利用調整地区に係る立入 ……  | 利用調整地区に係る立入の認定及び指定認定機関の指定の認定等 | 利用調整地区に係る立入の認定及び指定認定機関の指定に関する権限・財源の移譲 |
| ・ 地方公共団体が執行する国立公園 ……  | 事業の変更承認                       | 一定基準（規模、色彩等）を満たす場合の届出制への変更            |
| ・ 国立公園の公園計画の決定 ……     |                               | 国立公園の公園計画の決定に関する権限・財源の移譲              |
| ・ 国指定鳥獣保護区内での捕獲許可 ……  | 権限の移譲                         | 国指定鳥獣保護区内での特定鳥獣保護管理計画に基づく、捕獲許可権限の移譲   |
| ・ 道指定鳥獣保護区特別保護地区の ……  | 指定に係る国への協議                    | 環境省への協議を廃止し、届出制への変更                   |
| ・ 狩猟期間の決定 ……          |                               | 地域の実情に応じた狩猟期間の決定権限の移譲                 |
| ・ 危険猟法の許可 ……          |                               | 危険猟法（麻酔薬の使用等）の使用許可権限の移譲               |
| ・ 狩猟鳥獣の種類及び捕獲頭数の決定 …… |                               | 鳥獣の種類及び捕獲数等の設定権限の移譲<br>（希少種及び渡り鳥を除く）  |
| ・ 鳥獣捕獲許可の一部手続きの簡素化 …… |                               | 反復継続される捕獲許可の一部を届出制に変更                 |
| ・ 独自の狩猟免許区分の設定 ……     |                               | 野生鳥獣の保護管理を専門とした免許制度の創設                |
| ・ 独自の狩猟者登録区分の設定 ……    |                               | 保護管理を目的とした登録制度の創設                     |
| ・ 廃棄物処理施設設置の許可基準等 ……  |                               | 廃棄物処理施設設置の許可基準等の設定権限の移譲<br>の設定        |
| ・ 廃棄物の再生利用に係る認定 ……    |                               | 再生利用の特例に係る認定権限及び特例の対象となる廃棄物を定める権限の移譲  |
| ・ 独自の新たな猟区制度 ……       |                               | 地域ごとに総合的な鳥獣の保護管理を行うための猟区制度の創設         |
| ・ 銃による夜間捕獲の実施 ……      |                               | 有害鳥獣捕獲における銃による夜間捕獲                    |

## 北海道らしい森林づくり

- |                      |       |   |
|----------------------|-------|---|
| ・ 民有林と国有林とが一体となった …… | 森林づくり | 民有林と国有林とが一体となった森林づくりを進めるための連携強化<br>（北海道スタンダードとなる基準や要件の検討） |
| ・ 保安林の指定・解除等 ……      |       | 民有林に係る保安林の指定・解除等の権限の移譲と事務区分や国への協議の見直し                     |
| ・ 民有林直轄治山事業の実施 ……    |       | 民有林直轄治山事業の実施に係る権限・財源の移譲                                   |

## 冬や災害に強い地域づくり

|   |   |
|---|---|
| <b>目 的</b>                                | <p>道路や河川など社会資本は、国、道、市町村に分かれて管理されている。</p> <p>道民生活の安全確保を図るためには、総合的・一体的な対応が必要であることから、国と道など関係機関との防災関係情報の共有化を進めるとともに、河川や砂防等の社会資本を総合的・一体的に整備することにより、冬や災害に強い地域づくりの推進を図る。</p> |
| <b>道州制の<br/>先行実施<br/>のねらい</b>             | <p>冬や災害に強い地域づくりを進めることにより、道民生活の安全・安心を高め、もって北海道経済の活性化を支える。</p> <p>また、道民に身近なところでの総合的・一体的な対応を推進することにより、地域が自己決定できるような環境を整える。</p>   |
| <b>全国<br/>の<br/>モデル<br/>としての<br/>位置づけ</b> | <p>積雪寒冷の気候や広域分散型の地域構造を有する北海道において、全国に先駆けて、国と地方の役割分担を再構築して、その取組内容や効果等を全国に情報発信し、新しい行政システムが構築されるように寄与していく。</p>  |

## 冬や災害に強い地域づくり

- |                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| ・直轄砂防事業の一体的整備及び管理の推進                  | 直轄砂防事業の権限及び財源の移譲                                    |
| ・直轄海岸事業の整備                            | 直轄海岸事業の権限及び財源の移譲                                    |
| ・2級河川の一体的整備の推進                        | 特例に基づき規定されている工事施工の廃止                                |
| ・1級河川の一体的整備及び管理の推進                    | 1級河川の河川管理権限・財源を段階的に移譲                               |
| ・国道、道道等の一体的整備及び管理の推進（高規格幹線道路を除く）      | 国道及び道道等の権限・財源を段階的に移譲                                |
| ・国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化   | 道と国の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化                  |
| ・全道版 GIS（地理情報システム）の構築                 | 国及び地方自治体が整備してきた様々な行政情報を統合し、全道の共用空間データとして全道版 GIS を整備 |
| ・防災体制や防災装備の一元的な管理・運用                  | 国と道の災害対策組織の一元化と防災対策装備の一元的運用                         |
| ・砂防指定地の指定・解除                          | 砂防指定地の指定及び解除権限の移譲                                   |
| ・地すべり防止区域の指定・廃止                       | 地すべり防止区域の指定及び廃止権限の移譲                                |
| ・港湾の整備及び運営の一体的な推進                     | 港湾計画の策定、港湾区域・臨港区域に関する国の事務などの移譲                      |
| ・民有林と国有林とが一体となった森林づくり（再掲）             | 民有林と国有林とが一体となった森林づくりを進めるための連携強化                     |
| ・避難施設の整備                              | 屋内運動場など公立学校施設を地震防災対策特別措置法における耐震補強工事の採択要件への追加        |
| ・異常気象時の国と道・市町村との相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施 | 道路の管理区分にとらわれない除雪の実施                                 |



## 経済再建に向けた産業・雇用政策の推進

|   |  |
|---|--|
| <b>目 的</b>                                | <p>本道の経済雇用情勢が、深刻な状況におかれている中において、地域経済の現状と課題にきめ細かに対応した新たな産業・雇用政策の総合的な推進を図り、活力ある民間活動に支えられた北海道経済と雇用環境の実現を図る。</p>   |
| <b>道州制の<br/>先行実施<br/>のねらい</b>             | <p>全国的にも極めて厳しい状況にある北海道の経済・雇用情勢に的確に対処するため、地域資源を活用して新しい産業の芽を育てていくなど、本道の潜在能力を十分発揮しながら、「自立への道」を歩んでいくための大きなステップとなるよう産業・雇用政策を推進する必要がある。</p> <p>このため、新事業・新産業の創出や地域の特性に応じた雇用機会の創出と人材育成のための規制の緩和等を進め、民間活力が発揮しやすい環境を整える。</p> |
| <b>全国<br/>の<br/>モデル<br/>としての<br/>位置づけ</b> | <p>北海道において、きめ細かな産業・雇用政策を推進することにより、その取組内容や成果等を踏まえ、全国的な地域経済の活性化に寄与していく。</p>  |

## 産学官が連携した新事業・新産業の創出

- ・研究者等外国人高度産業人材の入国・ ..... 在留期間の延長及び永住許可要件の緩和  
在留規制の緩和
- ・外国人研究者等の入国、在留諸申請の ..... 入国、在留申請の迅速な審査による優先処理  
優先処理
- ・地域科学技術振興のための補助要件等の ... 知的クラスター創成事業等の補助要件の緩和による  
緩和 新事業創出の促進
- ・リサーチ・アンド・ビジネスパーク構想 ... 研究開発から事業化まで一貫した総合的な支援制度  
の推進 の確立

## 産業拠点の形成・産業基盤の整備促進

- ・港湾の整備及び運営の一体的な推進 ..... 港湾計画の策定、港湾区域・臨港区域に関する国の事務などの移譲
- ・国道、道道等の一体的整備及び管理 ..... 国道及び道道等の権限・財源を段階的に移譲  
の推進（高規格幹線道路を除く）（再掲）
- ・非線引き都市計画区域における用途地域 ... 非線引きの用途地域に係る適時の土地利用計画の策定  
の指定と国との調整の廃止
- ・都市計画に関する国との調整の廃止 ..... 都市計画の決定に際しての大臣の同意の廃止及び指定  
都市の区域に係る用途地域の決定権限の移譲
- ・埋立地に関する国の関与の廃止 ..... 国土交通大臣の認可を受けた埋立地の権利移転等  
許可、用途変更許可等に係る権限の移譲
- ・生産者等のイントラネット構築への支援 ... 国の情報ボックスなど既存光ファイバー網の開放
- ・国有港湾施設の利用に関する規制の緩和 ... 港内防波堤における一定規模船舶の係留等
- ・産業活性化のための税制の優遇措置 ..... フリートレードゾーンの設定やベンチャー企業創設  
促進税制等の検討

## 地域における事業展開の支援

- |                       |                                    |
|-----------------------|------------------------------------|
| ・最低資本金規制特例手続きの実施      | 最低資本金規制特例による創業者の確認手続きの事務を道で実施      |
| ・地域通貨の活用環境の整備         | 地域通貨の事業所 - 消費者間の複数回利用等活用を促す環境の整備   |
| ・中心市街地商業活性化のための基金造成   | 中小企業事業団からの貸付による基金財源の移譲             |
| ・新エネルギー普及啓発業務の移譲      | 新エネルギー普及啓発業務の一元化                   |
| ・エネルギー管理指定工場に関する事務の移譲 | エネルギー使用量報告等事務の移譲                   |
| ・特定事業活動に関する計画の承認      | 特定事業活動を行おうとする事業者等から提出される計画の承認権限の移譲 |
| ・共同事業計画の承認            | 共同事業者から提出される共同事業計画の承認権限の移譲         |
| ・自動車整備関係の許認可等事務の移譲    | 自動車分解整備事業の認証等の許認可事務の移譲             |
| ・工業用水道の料金設定・改定        | 工業用水道の料金設定・改定に係る大臣承認の廃止            |
| ・商工組合の設立認可            | 設立認可に係る国への協議の廃止                    |

## 地域の特性に応じた雇用機会の創出と人材育成

- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| ・雇用創出に向けた連携の推進                            | 関係機関が連携し、雇用創出の取組みを実施          |
| ・職業訓練科目等に係る設置基準の緩和                        | 施設内公共訓練科目の設置及び認定訓練の訓練生数の基準緩和  |
| ・シルバー人材センターの設置基準の緩和                       | 各市町村への設置基準の規制緩和と補助枠の拡大        |
| ・地域特性に応じた雇用創出支援策の実施<br>のための統合補助金、統合交付金の創設 | 自治体等が実施する雇用創出事業に対する支援等        |
| ・地域雇用開発促進法の地域指定等の要件緩和                     | 地域雇用開発促進法に基づく地域指定等に係る道独自の要件設定 |
| ・補助事業等で取得した農業・漁業用施設の有効利用                  | 既存施設の財産処分要件を緩和し、民間団体等へ貸付・譲渡   |

## 世界に通ずる北海道観光の形成

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 目 的                            | <p>北海道は、雄大な自然景観や新鮮な味覚などの観光資源に恵まれ、国内で最も人気の高い観光地の一つとなっている。</p> <p>近年、国内のみならず東アジア地域を中心とする外国人観光客が着実に増加してきており、さわやかな夏や広大な雪景色など、異なる気候・風土を有する本道への観光需要の高まりが見られることから、外国人観光客の入国手続きの簡素化や観光地としての魅力アップを図り、国際的に通用する観光地づくりを進める。</p> |
| 道州制の<br>先行実施<br>のねらい           | <p>北海道の年間観光消費額は約1兆2千億円(うち46%が道外客消費額)と、北海道経済に大きなウエートを占めており、観光産業の活性化を図ることにより、北海道経済の再建を促し、自立へのステップとする。</p>   |
| 全国<br>の<br>モデル<br>としての<br>位置づけ | <p>現在、日本全体でビジットジャパンキャンペーンにより外国人観光客の誘致が行われているが、従来、外国人観光客を引きつけてきた東京や京都とは異なる魅力を持つ北海道において外国人観光客を中心とした受入体制等の充実や魅力ある観光地づくりを進めることにより、他地域のモデルとなることができ、我が国の国際的な観光振興に貢献していく。</p>  |

## 国際的な観光の展開

- ・ C I Q業務への地方公共団体職員 …… 地方公共団体職員の派遣による一部業務への従事、民間の派遣等  
参入への規制緩和の検討
- ・ 東アジア等外国人観光客の …… 観光客等の短期滞在者に係るビザの相互免除  
短期滞在に係る査証免除  
(東アジア諸国及びサハラリン州)
- ・ ボランティア通訳ガイドが行う …… ボランティア通訳ガイドによる通訳案内に向けた規制の  
通訳案内業務について通訳案内 緩和  
業法の適用除外措置
- ・ 一部外国エアラインの乗り入れ …… 特定国からの乗入曜日制限の解除  
曜日の制限解除
- ・ 道内特定店舗で輸入品を購入し …… 道内特定店舗での免税店の設置に向けた規制の緩和  
北海道以外へ出域する場合の  
関税免除

## 魅力ある観光地づくり

- ・ 国営公園の整備及び管理 …… 国営公園の整備及び管理に関する権限・財源の移譲
- ・ 道路、河川等の施設使用規制の緩和 …… 各種イベントやフィルムコミッション、オープンカフェ  
などにおける各種使用規制の許可基準の緩和
- ・ 農業生産法人の農業関連事業範囲 …… 都市住民の農業に対する理解を深めるための宿泊施設、  
の拡大  
アウトドア施設等の運営
- ・ 農漁家民宿に対する消防法の規制 …… 市町村の消防長及び消防署長の定めるガイドラインに  
緩和  
よる簡易な消防用施設の認定

## 受入体制の整備

- ・ 国道等における観光支援のための ..... 外国人観光客が快適に滞在するため、道路案内標識（観光道路案内標識の整備と多言語表示 地を案内）の整備に係る規制緩和と外国語による表示
- ・ ボランティア通訳ガイドが行う ..... ボランティア通訳ガイドによる通訳案内に向けた規制の通訳案内業務について通訳案内 緩和業法の適用除外措置（再掲）
- ・ 観光業務に従事する外国人労働者の ... 道内観光従事者の外国人観光客への接遇能力の向上のため、外国から観光関連の優秀な人材の受入規制の緩和  
在留資格要件等の緩和

## 観光交流ネットワークの形成

- ・ 空港の一体的整備及び管理の推進 ..... 空港の整備及び管理の権限・財源を段階的に移譲
- ・ 国道、道道等の一体的整備及び管理 ... 国道及び道道等の権限・財源を段階的に移譲  
の推進（高規格道路を除く）（再掲）
- ・ 2 地点経由国際線の着陸料、 ..... 国内で 2 地点を経由する国際線に対する減免措置の実施  
航行援助施設使用料の減免

## 日本の食・北海道を支える持続型農業、漁業の確立

|   |   |
|---|---|
| <b>目 的</b>                                | <p>農業、漁業などの第一次産業は、北海道の基幹産業であるとともに、北海道は、我が国最大の食料供給基地としての地位を確保しているが、国際競争の激化などに直面している。</p> <p>健康志向など消費者ニーズの多様化に対応し、これまで以上に安全で良質な食料の供給に努めるとともに、環境と調和した生産を推進し、持続可能で力強い農業、漁業の振興と農漁村の活性化を図る。</p> |
| <b>道州制の<br/>先行実施<br/>のねらい</b>             | <p>豊かな自然環境と資源を活かし展開させる北海道の第一次産業は、道民や国民の貴重な財産であり、将来に向けて、農業、漁業が持続的に発展していくことができるよう、権限移譲や規制緩和等により、地域の創意工夫を活かした主体的な取組みが促進される環境を整える。</p>  |
| <b>全国<br/>の<br/>モデル<br/>としての<br/>位置づけ</b> | <p>地域の実情に応じ、環境と調和した安全で安心できる食料(農水産物)の生産と個性輝く農漁村づくりを進め、その取組内容や成果を踏まえ、地域の活性化に寄与していく。</p>   |

## 環境と調和した安全・安心な食（農水産物）の生産

- ・環境と調和した農業生産活動の促進 ..... 農地内の河畔林及び家畜ふん尿処理施設の整備
- ・指定有害動植物防除計画の作成 ..... 計画作成に係る国協議の廃止
- ・廃棄物の再生利用に係る認定 ..... 再生利用の特例に係る認定権限及び特例の対象となる  
（再掲） 廃棄物を定める権限の移譲
- ・地方自治体の裁量が発揮できる予算 ..... 地産地消運動や安全な食品づくりを進める統合補助金  
システムの導入に向けた取組みの 制度の拡充「食と農の再生資金（仮称）の創設」  
段階的実施 （消費者と生産者の結びつきの強化）
- ・国営農業農村整備事業の実施 ..... 農業農村整備事業の実施に係る権限・財源の段階的移譲  
（・農地整備を主体とした事業の新規採択地区から実施）
- ・農業委員会の共同設置に係る法整備 ..... 農地面積の小さい市町村における農業委員会の共同設置
- ・直轄特定漁港整備事業の連携強化 ..... 第3、4種漁港の次期整備計画作成に係る連携強化  
（・次期計画作成に向けた調査・検討の連携した実施）
- ・漁港の指定等に関する権限の移譲 ..... 第1種、第2種漁港の指定等に関する権限の移譲
- ・中央卸売市場の管理 ..... 中央卸売市場への指導監督権限の移譲  
（開設者からの報告受理及び検査）



## 多様な担い手が活躍し個性が輝く農漁村づくり

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の権利取得後の下限面積要件の緩和</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>面積の基準を廃止又は緩和する等、地域の実情に応じた基準の設定</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体の裁量が発揮できる予算システムの導入に向けた取組みの段階的实施（再掲）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な担い手づくりを進める統合補助金制度の拡充「食と農の再生資金（仮称）の創設」（担い手の育成、地域支援システムの構築）</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・他産業から農作業受託（請負）事業等への参入に係る金融の円滑化</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業等農外企業が農作業受託（請負）事業をはじめとする農業関連事業に参入するための農業機械設備購入における政府系中小企業金融の対象化</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地転用許可権限の移譲</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>農地転用許可権限の移譲           <div style="margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 h a 超の場合の権限移譲</li> <li>・ 2 h a 超 4 h a 以下における協議の廃止</li> </ul> </div> </li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産法人の農業関連事業範囲の拡大（再掲）</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>都市住民の農業に対する理解を深めるための宿泊施設、アウトドア施設の運営</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業等で取得した農業・漁業用施設の有効利用（再掲）</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設の財産処分要件を緩和し、民間団体等へ貸付・譲渡</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・農漁家民宿に対する消防法の規制緩和（再掲）</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の消防長及び消防署長の定めるガイドラインによる簡易な消防用設備等の認定</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電施設の設置に係る規制緩和</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>農地転用による風力発電施設の整備のための規制緩和</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等による内水面の管理活用</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村や関係団体などによる遊漁規則の設定（第 5 種共同漁業権の取得）</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定・管理に関する国の関与の廃止</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に応じた保護水面指定基準の設定と保護水面及び管理計画に関する協議の廃止</li> </ul>  |

# 取組事項一覽

|                                 |             |
|---------------------------------|-------------|
| 子どもや高齢者等が元気に暮らせる地域社会 .....      | P 3 1 ~ 3 2 |
| 豊かな自然環境をまもる環境重視型社会システムづくり ..... | P 3 3 ~ 3 4 |
| 冬や災害に強い地域づくり .....              | P 3 3 ~ 3 4 |
| 経済再建に向けた産業・雇用政策の推進 .....        | P 3 5 ~ 3 6 |
| 世界に通ずる北海道観光の形成 .....            | P 3 7 ~ 3 8 |
| 日本の食・北海道を支える持続型農業、漁業の確立 .....   | P 3 7 ~ 3 8 |

< 取組事項一覧 >

| テーマ                         | 規制緩和   | 権限移譲（機能等統合）   |
|-----------------------------|--|---|
| <p>子どもや高齢者等が元気に暮らせる地域社会</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園と保育所の一体的運営に向けた基準の緩和</li> <li>・ 子育て支援施設としての学校の利用要件の緩和</li> <li>・ 市町村立幼稚園の設置等の手続きの簡素化</li> <li>・ 児童養護施設等における調理業務に係る規制緩和</li> <li>・ 児童福祉施設における職員配置基準の見直し</li> <li>・ 不登校児童生徒に関する寛容策</li> <li>・ 自治体病院等の再編整備に向けた病床基準の緩和</li> <li>・ 特別医療費助成による国保に係る国庫負担金の減額措置の撤廃</li> <li>・ 地域実情に即した介護サービスの指定基準等の緩和</li> <li>・ 障害者支援費制度における事業者指定基準等の緩和</li> <li>・ 社会福祉施設の有効利用</li> <li>・ ケーブルテレビの許認可に係る規制緩和</li> <li>・ 無線LANに関する規制緩和</li> <li>・ 認定NPO法人の要件の緩和</li> <li>・ 都市公園整備に係る各種面積率等制限の緩和</li> <li>・ サマータイム制の検討</li> <li>・ 公立学校施設の有効利用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師標準数の算定基準の設定権限の移譲</li> <li>・ 税務に係る相談や広報事務の一元的実施</li> <li>・ 自動車税の車検時納入制度の導入</li> <li>・ 共同データベースの構築による法人設立届出の一本化</li> <li>・ 共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化</li> <li>・ 国営公園の整備及び管理</li> </ul> |

| 財 源 移 譲   | そ の 他 | テ ー マ                       |
|---|-------|-----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の実施する子育て支援事業に対する支援等</li> <li>・地域特性に応じた児童福祉施設の運営等に対する支援</li> <li>・市街地整備等に関する補助基準の見直し</li> <li>・公営住宅等の整備に係る制度の拡充・補助対象の緩和</li> <li>・縦割り補助金の見直し</li> </ul> |       | <p>子どもや高齢者等が元気に暮らせる地域社会</p> |

| テーマ                       | 規 制 緩 和  | 権限移譲（機能等統合）   |
|---------------------------|--|---|
| 豊かな自然環境をまもる環境重視型社会システムづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体が執行する国立公園事業の変更承認</li> <li>・ 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る国への協議</li> <li>・ 銃による夜間捕獲の実施</li> <li>・ 鳥獣捕獲許可の一部手続きの簡素化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立公園利用調整地区に係る立入の認定等</li> <li>・ 国定公園の公園計画の決定</li> <li>・ 国指定鳥獣保護区内での捕獲許可権限の移譲</li> <li>・ 狩猟期間の決定</li> <li>・ 危険猟法の許可</li> <li>・ 狩猟鳥獣の種類及び捕獲頭数の決定</li> <li>・ 独自の狩猟免許区分の設定</li> <li>・ 独自の狩猟者登録区分の設定</li> <li>・ 独自の新たな猟区制度</li> <li>・ 廃棄物処理施設設置の許可基準等の設定</li> <li>・ 廃棄物の再生利用に係る認定</li> <li>・ 民有林と国有林とが一体となった森林づくり</li> <li>・ 保安林の指定・解除等</li> <li>・ 民有林直轄治山事業の実施</li> </ul> |
| 冬や災害に強い地域づくり              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2級河川の一体的整備の推進</li> <li>・ 避難施設の整備</li> <li>・ 異常気象時の国と道・市町村との相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直轄砂防事業の一体的整備及び管理の推進</li> <li>・ 直轄海岸事業の整備</li> <li>・ 1級河川の一体的整備及び管理の推進</li> <li>・ 国道、道道等の一体的整備及び管理の推進（高規格幹線道路を除く）</li> <li>・ 国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化</li> <li>・ 全道版GIS（地理情報システム）の構築</li> <li>・ 防災体制や防災装備の一元的な管理・運用</li> <li>・ 砂防指定地の指定・解除</li> <li>・ 地すべり防止区域の指定・廃止</li> <li>・ 港湾の整備及び運営の一体的な推進</li> <li>・ 民有林と国有林とが一体となった森林づくり（再掲）</li> </ul>             |

| 財 源 移 譲  | そ の 他 | テ ー マ                            |
|--|-------|----------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度の創設</li> </ul> |       | <p>豊かな自然環境をまもる環境重視型社会システムづくり</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度の創設</li> </ul> |       | <p>冬や災害に強い地域づくり</p>              |

| テーマ                       | 規 制 緩 和   | 権限移譲（機能等統合）  |
|---------------------------|---|--|
| <p>経済再建に向けた産業・雇用政策の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者等外国人高度産業人材の入国・在留規制の緩和</li> <li>・外国人研究者等の入国、在留諸申請の優先処理</li> <li>・地域科学技術振興のための補助要件等の緩和</li> <li>・生産者等のイントラネット構築への支援</li> <li>・地域通貨の活用環境の整備</li> <li>・工業用水道の料金設定・改定</li> <li>・商工組合の設立認可</li> <li>・職業訓練科目等に係る設置基準の緩和</li> <li>・シルバー人材センター設置基準の緩和</li> <li>・地域雇用開発促進法の地域指定等の要件緩和</li> <li>・補助事業等で取得した農業・漁業用施設の有効活用</li> <li>・国有港湾施設の利用に関する規制の緩和</li> <li>・産業活性化のための税制の優遇措置</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾の整備及び運営の一体的な推進</li> <li>・国道、道道等の一体的整備及び管理の推進（高規格幹線道路を除く）<br/>(再掲)</li> <li>・非線引き都市計画区域における用途地域の指定と国との調整の廃止</li> <li>・都市計画に関する国との調整の廃止</li> <li>・埋立地に関する国の関与の廃止</li> <li>・最低資本金規制特例手続きの実施</li> <li>・新エネルギー普及啓発業務の移譲</li> <li>・エネルギー管理指定工場に関する事務の移譲</li> <li>・特定事業活動に関する計画の承認</li> <li>・共同事業計画の承認</li> <li>・自動車整備関係の許認可等事務の移譲</li> <li>・雇用創出に向けた連携の推進</li> </ul> |

| 財 源 移 譲   | そ の 他   | テ ー マ                     |
|---|---|---------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度など</li> <li>・ 中心市街地商業活性化のための基金造成</li> <li>・ 地域特性に応じた雇用創出支援策の実施のための統合補助金、統合交付金の創設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リサーチ・アンド・ビジネスパーク構想の推進</li> </ul> | <p>経済再建に向けた産業・雇用政策の推進</p> |



| テーマ                            | 規 制 緩 和   | 権限移譲（機能等統合）   |
|--------------------------------|---|---|
| <p>世界に通ずる北海道観光の形成</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ C I Q業務への地方公共団体職員の派遣等</li> <li>・ 東アジア等外国人観光客の短期滞在に係る査証免除</li> <li>・ ボランティア通訳ガイドが行う通訳案内業務について通訳案内業法の適用除外措置</li> <li>・ 一部外国エアラインの乗り入れ曜日の制限解除</li> <li>・ 道内特定店舗で輸入品を購入し北海道以外へ出域する場合の関税免除</li> <li>・ 道路、河川等の施設使用規制の緩和</li> <li>・ 農業生産法人の農業関連事業範囲の拡大</li> <li>・ 農漁家民宿に対する消防法の規制緩和</li> <li>・ 国道等における観光支援のための道路案内標識の整備と多言語表示</li> <li>・ 観光業務に従事する外国人労働者の在留資格要件等の緩和</li> <li>・ 2地点経由国際線の着陸料、航行援助施設使用料の減免</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国営公園の整備及び管理</li> <li>・ 空港の一体的整備及び管理の推進</li> <li>・ 国道、道道等の一体的整備及び管理の推進（高規格幹線道路を除く）<br/>(再掲)</li> </ul>  |
| <p>日本の食・北海道を支える持続型農業、漁業の確立</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境と調和した農業生産活動の促進</li> <li>・ 指定有害動植物防除計画の作成</li> <li>・ 農地の権利取得後の下限面積要件の緩和</li> <li>・ 農業委員会の共同設置に係る法整備</li> <li>・ 他産業から農作業受託（請負）事業等への参入に係る金融の円滑化</li> <li>・ 農業生産法人の農業関連事業範囲の拡大<br/>(再掲)</li> <li>・ 農漁家民宿に対する消防法の規制緩和<br/>(再掲)</li> <li>・ 風力発電施設の設置に係る規制緩和</li> <li>・ 市町村等による内水面の管理活用</li> <li>・ 保護水面の指定・管理に関する国の関与の廃止</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の再生利用に係る認定(再掲)</li> <li>・ 国営農業農村整備事業の実施</li> <li>・ 直轄特定漁港整備事業の連携強化</li> <li>・ 漁港の指定等に関する権限の移譲</li> <li>・ 中央卸売市場の管理</li> <li>・ 農地転用許可権限の移譲</li> <li>・ 補助事業等で取得した農業・漁業用施設の有効利用</li> </ul> |

| 財 源 移 譲  | そ の 他 | テ ー マ                                    |
|--|-------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度の創設</li> </ul>   |       | <p>世界に通ずる<br/>北海道観光の<br/>形成</p>          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度の創設</li> <li>・ 地方自治体の裁量が発揮できる予算システムの導入に向けた取組みの段階的实施</li> </ul> |       | <p>日本の食・北海道を支える<br/>持続型農業、<br/>漁業の確立</p> |



---

# 道州制特区に向けた提案(第1回)

北 海 道

# 目 次

|                    |    |
|--------------------|----|
| 道州制に関する取り組み        | 1  |
| 総合的な推進事項           | 2  |
| 道州制推進プラン           | 3  |
| < プランの内容 >         |    |
| 子育て環境充実プラン         | 4  |
| 高齢者・障害者暮らし安心プラン    | 8  |
| 行政のワンストップサービス推進プラン | 12 |
| 野生動物保護管理プラン        | 16 |
| 地域一体型除雪・防災プラン      | 20 |
| 新事業・新産業創出プラン       | 24 |
| 地域雇用環境創造プラン        | 28 |
| 外国人観光客倍増プラン        | 32 |
| 活力ある農業・農村新生プラン     | 36 |

# 道州制に関する取り組み ～ 国から地方へ、官から民へ～

## 北海道における道州制特区

ねらい

北海道の視点

北海道の特性を踏まえた  
住民サービスの充実  
北海道経済の活性化と  
自立へのステップ

全国の視点

国・地方を通ずる行財政  
改革の推進  
三位一体改革・規制緩和  
を加速

道州制に向けた  
総合的な推進に関する提案

～ 国の地方支分部局との機能等統合 等

道州制に向けた  
テーマごとの取り組みに関する提案

～ 9つの道州制推進プラン

北海道から発信する新しい「この国のかたち」

## 総合的な推進事項

国の地方支分部局との機能等統合の検討

道州制先行実施に伴う財源移譲の検討

法令面での地域主権の推進（政省令等の適用範囲を縮小し、条例等によって基準等を設定できる範囲の拡大）

国・道・市町村の新たな一体的予算要求・執行・評価プロセスの構築の検討

生活・産業・防災関係等の情報システムの共有化の検討

郵便局、ハローワーク等の機能を活用した地域ネットワークの形成の検討

道州制北海道モデル事業の対象事業の拡大・補助基準の弾力化

取り組み事項の具体化を図るための推進組織の設置

# 道州制推進プラン

## 道州制推進プラン

道州制プログラムのテーマ掲載事項の中から、緊急的な課題を解決するための施策や北海道の独自性を活かすための施策などを組み合わせたもの。

〔道州制推進プラン作成に当たっての視点〕

道州制の先行実施の効果が道民にとって目に見え、実感できる取り組みとする。

地域の活性化に先導的・戦略的な役割を果たす取り組みとする。

北海道の持つ地域特性を踏まえた取り組みとする。

行政機関の垣根を越えて住民の視点に立った行政サービスが提供できる取り組みとする。

「道州制プログラム」は、道州制の先行実施に関する北海道の基本的な考え方や取り組みを示すもの。

〔道州制プログラムのテーマ〕

地域と暮らし

子どもや高齢者等が元気に暮らせる地域社会

豊かな自然環境をまもる環境重視型社会システムづくり

冬や災害に強い地域づくり

経済と雇用

経済再建に向けた産業・雇用政策の推進

世界に通ずる北海道観光の形成

日本の食・北海道を支える持続型農業・  
漁業の確立

＜道州制推進プラン＞

子育て環境充実プラン

高齢者・障害者暮らし安心プラン

行政のワンストップサービス推進プラン

野生動物保護管理プラン

地域一体型除雪・防災プラン

新事業・新産業創出プラン

地域雇用環境創造プラン

外国人観光客倍増プラン

活力ある農業・農村新生プラン

# 子育て環境充実プラン

・合計特殊出生率(H14) 北海道1.22人 全国1.32人  
(47都道府県中42位)  
合計特殊出生率とは、「一人の女性が再生産年齢(15歳から49歳)を経過する間に産むと考えられる子どもの数」

現 状

北海道では、**全国を上回るスピードで少子化が進行**しており、将来の北海道を担う人材の不足や、若者の減少による地域の活力の低下が危惧されていることから、子どもを持ちたい人が安心して産み育てる環境づくりが求められている。

課 題

- ・幼稚園と保育所では、対象年齢、保育(預かり)時間などが異なるため、多様な住民のニーズや過疎化などといった北海道の特殊性に対応した子育て支援が必要となっている。
- ・家庭だけではなく、地域社会全体で子育てを支えるシステムづくりを図っていく必要がある。

課題: 幼稚園と保育所では、対象年齢や保育時間が異なるため、多様なニーズに対応できない

## 多様な子育てサービスの提供

幼稚園と保育所の一体的運営に向けた基準の緩和など

課題: 学校の空き教室の無償貸与は学校法人、社会福祉法人に限定

## 地域での子育て環境の充実

子育て支援施設としての学校の利用要件の緩和など

## 子育て環境の充実

めざす姿

子育てに適した豊かな自然環境の中で、子どもたちが健やかに成長する地域社会  
既存施設の有効活用などによる低コスト・高サービスの子育て環境



# 素晴らしい子育ての環境を持つ北海道

(北海道の特性)  
安全・安心な食べ物  
清浄な水、空気  
雄大な自然など

## 幼稚園と保育園との一元化



子どもが減っている幼稚園  
や保育園を一緒にしたら、子  
ども同士のふれあいが増え、  
施設の効率的な運営も可能と  
なった。

## 学校の空き教室の開放



NPO法人による放課後の子ども遊び教室が開設され、安心して働けるようになった。  
施設の有効利用が図られ、子ども達の仲間も増えた。

## 児童養護施設等の調理業務の外部委託



調理業務のアウトソーシングにより、コストダウンが図られた。



大自然に恵まれ、子育てに最適な北海道の環境の中で、子ども達がより健やかに成長できる地域社会をつくっていきます。



## 子育て環境充実プラン

| 施 策           | 課 題                    | 事 項                    | 取 組 内 容 ・ 効 果  |
|---------------|------------------------|------------------------|--|
| 多様な子育てサービスの提供 | 多様な住民ニーズに応じた子育てサービスの充実 | 幼稚園と保育所の一体的運営に向けた基準の緩和 | <p><b>課題</b> ・ 幼稚園の預かり保育や保育所の幼児教育ニーズの高まり</p> <p>・ 幼稚園と保育所の対象年齢、保育時間等の格差</p> <p><b>取組</b> ・ 幼稚園と保育所の一体的運営に向けた基準の緩和、統一化</p> <p>・ 関連する補助金の統合化又は弾力的運用</p> <p><b>効果</b> ・ 利用者ニーズにきめ細かく対応できる子育て支援サービスの充実</p> |
|               |                        | 市町村立幼稚園の設置等<br>手続の簡素化  | <p><b>課題</b> ・ 市町村立幼稚園の設置・廃止等に際し都道府県教育委員会の認可が必要</p> <p><b>取組</b> ・ 都道府県教育委員会への届出制に変更</p> <p><b>効果</b> ・ 地域の自主性・主体性を生かした幼稚園教育の提供</p>  |
|               |                        | 市町村の実施する子育て支援事業に対する支援等 | <p><b>課題</b> ・ 地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実</p> <p><b>取組</b> ・ 各種補助制度の統合補助金及び交付金化</p> <p><b>効果</b> ・ 地域のニーズに対応した柔軟なサービス提供等が可能となり、子育て支援の充実</p>   |

| 施 策          | 課 題                   | 事 項                      | 取 組 内 容 ・ 効 果   |
|--------------|-----------------------|--------------------------|---|
| 地域での子育て環境の充実 | 地域における子育て支援体制の一層の整備促進 | 子育て支援施設としての学校の利用要件の緩和    | <p><b>課題</b> ・学校の空き教室の長期間の無償貸与の対象が学校法人、社会福祉法人に限定</p> <p><b>取組</b> ・市町村立小中学校の財産処分要件を緩和（NPO法人等も対象）</p> <p><b>効果</b> ・市民と行政の協働による児童の健全育成</p>   |
|              |                       | 児童養護施設等における調理業務に係る規制緩和   | <p><b>課題</b> ・母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設等の調理業務は当該施設職員に限定</p> <p><b>取組</b> ・規制緩和による全面的な外部委託を可能に</p> <p><b>効果</b> ・民間企業が持つノウハウ等を活かした福祉サービスの質の向上と効率化</p>  |
|              |                       | 地域特性に応じた児童福祉施設の運営等に対する支援 | <p><b>課題</b> ・児童虐待の増加など子どもを取り巻く問題の複雑・多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設への入所の増加</li> <li>・施設等での処遇の向上及び早期の家庭復帰</li> </ul> <p><b>取組</b> ・児童入所施設措置費等国庫補助負担金の交付金化</p> <p><b>効果</b> ・地域の特性に応じた児童の処遇や児童福祉施設の主体的な取組を支援し、児童福祉を向上</p> |

# 高齢者・障害者暮らし安心プラン

・高齢化率(H14)全道19.0% 全国18.3%  
・北海道の医師数(人口10万人当・H14)  
都市部245人 町村部90人 全国209人

現 状

北海道では、全国を上回るスピードで高齢化、過疎化が進行しており、また、面積が広大であり広域分散型社会を形成しているため、**医療や介護・福祉サービスの分野における地域格差が著しく、その改善が求められている。**

課 題

- ・全国一律の医師標準数の算定基準では、過疎化が進み広大な地域に住民が分散して住んでいる地域において必要な医療体制が確保できない場合がある。
- ・過疎化が進展し、採算性から介護・福祉サービス事業者の参入が進まない。
- ・道や市町村の財政が厳しくなる中、効率的な施設整備が必要である。

課題: 全国一律の算定基準に基づく医師標準数や基準病床数

## 地域事情に即した医療の確保

地域の実情に応じた医師標準数の設定など

課題: 採算性から介護・福祉サービス事業者の参入が進まない。

## 過疎化に対応した地域福祉の推進

地域の実情に即した介護・福祉サービスの指定基準等の緩和など

高齢者・障害者が安心して暮らせる環境

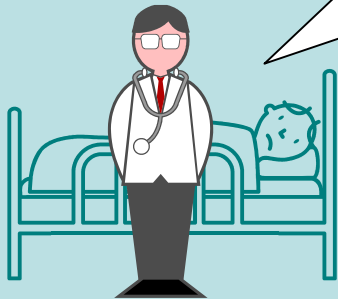
めざす姿

過疎地域でも高齢者が安心できるきめ細かな医療  
民間事業者の参入が進みにくい地域でも安心できる介護・福祉サービス

# 高齢者・障害者が安心して暮らせる北海道

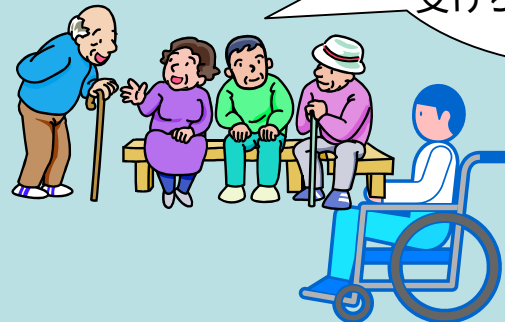


医師標準数の算定  
基準の緩和



地域の実情に応じた  
医療の確保が可能に  
なった。

障害者支援費制度に  
おける事業者指定基準  
等の緩和



地域の実情や一人一人  
の障害の状況に応じた  
きめ細かいサービスが  
受けられるようになった。

自治体病院等の再編整備  
に向けた病床基準の緩和



地域のニーズに  
即した病院の整備  
が促進された。

地域実態に即した介護  
サービス



いろいろなサービスが  
受けられるようになった。



広い北海道に住んでいても、高齢者・障害者が安心して医療・福祉サービスを受けられる地域社会をつくっていきます。



## 高齢者・障害者暮らし安心プラン

| 施 策           | 課 題                 | 事 項                    | 取 組 内 容 ・ 効 果  |
|---------------|---------------------|------------------------|--|
| 地域事情に即した医療の確保 | 過疎地などに配慮した地域医療体制の整備 | 医師標準数の算定基準の設定権限の移譲     | <p><b>課題</b> ・全国一律の算定基準に基づく医師標準数により、病院の役割などが考慮されず地域実情に合わない状況が発生</p> <p><b>取組</b> ・医師標準数の算定基準を道が独自に設定</p> <p><b>効果</b> ・地域の実情に応じた地域医療の確保</p>                    |
|               |                     | 自治体病院等の再編整備に向けた病床基準の緩和 | <p><b>課題</b> ・基準病床数の特例設定に関する厚生労働大臣の同意規定による病床規制</p> <p><b>取組</b> ・自治体病院の再編・整備に伴う基準病床数の特例に関する大臣同意の廃止、地方の裁量による基準病床数の運用弾力化</p> <p><b>効果</b> ・地域ニーズに対応した病院整備の促進</p> |

| 施 策             | 課 題                      | 事 項                      | 取 組 内 容 ・ 効 果   |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|---|
| 過疎化に対応した地域福祉の推進 | ライフサイクルや障害などに対応したサービスの充実 | 地域の実情に即した介護サービスの指定基準等の緩和 | <p><b>課題</b> ・採算性の低い過疎地域等における訪問介護等サービス提供事業者の参入促進</p> <p><b>取組</b> ・ヘルパー人数などの事業者の指定基準・介護報酬単価の地域実態に即した設定・運用</p> <p><b>効果</b> ・過疎地域における民間主体のきめ細やかな介護サービス</p> |
|                 |                          | 障害者支援費制度における事業者指定基準等の緩和  | <p><b>課題</b> ・障害者のニーズや地域実情に対応した事業形態によるサービスの確保</p> <p><b>取組</b> ・事業者指定基準、支援費算定基準等の緩和</p> <p><b>効果</b> ・障害者のニーズや地域実情に対応した多様な事業形態によるサービス提供</p>               |

































































